

神戸市商用車向けクリーンエネルギー自動車普及促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、商用車（バス、タクシー及びトラックに限る。）について、クリーンエネルギー自動車等の導入に要する経費の一部を神戸市が国と協調して補助することにより、2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向け、クリーンエネルギー自動車の普及を促進し、自動車から排出される二酸化炭素の排出削減を図ることを目的とする。神戸市商用車向けクリーンエネルギー自動車普及促進補助金の交付については、神戸市補助金の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「自動車検査証」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証をいう。
- (2) 「使用の本拠の位置」とは、道路運送車両法第7条第5号に規定する使用の本拠の位置をいう。ただし、軽自動車にあっては、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第5条で規定する使用の本拠の位置をいう。
- (3) 「初度登録」とは、道路運送車両法施行規則第35条の3第19号に規定する初度登録年月（軽自動車にあっては、初度検査年月）をいう。
- (4) 「旅客自動車運送事業」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項イに規定する一般旅客自動車運送事業及びその他これらに準ずる事業をいう。
- (5) 「貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業及びその他これらに準ずる事業をいう。
- (6) 「事業用自動車」とは、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業の用に供する自動車（第19号に規定するリース事業者が貸渡しを行う場合を含む）をいう。
- (7) 「電気自動車」とは、電気を動力源とし、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車（当該自動車に係る自動車検査証にプラグインハイブリッド自動車であることが記載されているものを除く。）をいう。
- (8) 「ハイブリッド自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車であって、当該自動車に係る自動車検査証にハイブリッド自動車であることが記載されている自動車をいう。
- (9) 「天然ガス自動車」とは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車であって、当該自動車に係る自動車検査証に燃料が可燃性天然ガスであることが記載されている自動車をいう。
- (10) 「燃料電池バス」とは、搭載された水素を燃料として用いた燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車であって、乗車定員11人以上の乗合自動車をいう。ただし、第6号に規定する事業用自動車を除く。
- (11) 「電気バス」とは、電気自動車であって、乗車定員11人以上の乗合自動車をいう。ただし、第6号に規定する事業用自動車を除く。

- (10) 「ハイブリッドバス」とは、ハイブリッド自動車であって、第4号に規定する旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上の自動車をいう。
- (11) 「天然ガスバス」とは、天然ガス自動車であって、第4号に規定する旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上の自動車をいう。
- (12) 「燃料電池タクシー」とは、燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車であって、タクシー（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員10人以下の車両に限る。ハイヤーも含む。）として導入する車両をいう。
- (13) 「電気トラック」とは、電気自動車であって、車両総重量2.5トン超の貨物自動車をいう。ただし、第6号に規定する事業用自動車を除く。
- (14) 「ハイブリッドトラック」とは、ハイブリッド自動車であって、第5号に規定する貨物自動車運送事業の用に供する自動車をいう。
- (15) 「天然ガストラック」とは、天然ガス自動車であって、第5号に規定する貨物自動車運送事業の用に供する自動車をいう。
- (16) 「リース契約」とは、第5条に規定する補助対象車両の所有者が貸主となって、当該自動車の借主に対し、当事者間で合意した期間（以下「リース期間」という。）にわたり当該自動車を使用収益する権利を与え、借主は、貸主に対し、当該自動車の使用料その他の費用（以下「リース料金」という。）を支払う契約をいう。
- (17) 「リース事業者」とは、リース契約その他市長がリース契約と同等の契約として認めたもの（以下「リース契約等」という。）に基づき、第5条に規定する補助対象車両の貸付等を行うものをいう。

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、燃料電池バス、電気バス、ハイブリッドバス、天然ガスバス、燃料電池タクシー、電気トラック、ハイブリッドトラック又は天然ガストラックを購入又はリース契約等により導入する事業とする。ただし、あらかじめ所有する使用過程車を改造し導入する場合は、補助対象事業に含まない。

2 前項に規定する事業により導入する台数は、当該年度（交付申請を行う年度）につき、一事業者又はリース契約等の借主となる一事業者につき10台を上限とする。

（補助対象者）

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。ただし、別表1に掲げる国の補助金の交付決定について、第5条第1号に規定する交付決定通知を受けた者に限る。

- (1) 神戸市内に 事務所又は事業所を有する法人又は個人事業主。ただし、次のいずれかに該当する者は除外する。
 - ア 公法人、独立行政法人、国又は地方公共団体が50%以上出資する法人
 - イ 自動車製造業者（「日本標準産業分類」における細分類3111及び3112に分類される事業者）
 - ウ 自動車卸売業者（「日本標準産業分類」における細分類5421に分類される事業者）
 - エ 自動車小売業者（「日本標準産業分類」における細分類5911及び5912に分類される事業者）

オ その他市長が特に不相当と認める者

(2) 前号に対して貸出するために補助対象車両を購入するリース事業者。ただし、使用者への還元について、補助金相当額分がリース料金に反映されるリース事業者に限る。

2 前項第1号に規定する個人事業主は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 当該年度（交付申請を行う年度）の前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得について、税務署へ確定申告を行った者。ただし、1月及び2月に交付申請を行う場合は、前々年分の確定申告に代えることができる。

(2) 前年度1月1日以降に税務署に個人事業の開業届出を行い、その届出日が補助対象車両の初度登録（軽自動車にあっては、初度検査。以下同じ。）以前の者

3 第1項の補助対象者について、次の各号のいずれかに該当する者は除外する。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員

(2) 前号に該当する暴力団または暴力団員と密接な関係のある団体または個人

(3) その他市長が特に不相当と認める者

（補助対象車両）

第5条 補助の対象となる車両（以下「補助対象車両」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす車両とする。

(1) 前年度2月24日から当該年度2月23日（土・日・祝は、その前の開庁日）までに、別表1に掲げる国の補助金の交付決定通知を受けること。

(2) 初度登録時から、神戸市内の次に掲げるいずれかの場所に使用の本拠の位置を置くこと。

ア 補助対象者が前条第1項第1号の場合は、申請者が有する事務所若しくは事業所又は賃貸借契約により申請者が借り受ける駐車場等

イ 補助対象者が同項第2号の場合は、使用者が有する事務所若しくは事業所又は賃貸借契約により使用者が借り受ける駐車場等

(3) 当該年度の兵庫県環境部補助金における次世代自動車導入補助事業又は運送事業者への次世代自動車普及促進補助事業の補助対象車両であること。

（補助対象経費）

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

(1) 補助対象車両の購入費用

(2) その他市長が特に必要と認めるもの

（補助金の額等）

第7条 補助対象者に交付する補助金の額は、別表2のとおりとする。ただし、千円未満は切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国補助金及び本補助金の額の合計が補助対象経費を超える場合は、補助対象経費から国補助金の額を除いた金額を上限に、補助金を交付するものとする。

3 前各項の規定により算定した金額の合計が当該年度の本補助金の予算を超過する場合は、前各項の

規定にかかわらず補助金の額を減額して予算の範囲内で交付又は交付しないことができる。

(交付申請兼実績報告)

第8条 補助対象者は、補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を補助対象車両1台ごとに、当該年度の3月7日(土・日・祝は、その前の開庁日)までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 国の補助を受けたことを証する書類(交付決定通知書等)の写し
- (3) 法人にあつては、登記簿謄本、登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(補助対象者がリース事業者の場合は、リース事業者及び使用者のもの)の写し(発行後3か月以内のもの)
- (4) 個人事業主にあつては、前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得が確認できる確定申告書B(補助対象者がリース事業者の場合は、リース事業者及び使用者のもの。ただし、1月及び2月に交付申請する場合は、前々年分の確定申告書Bに代えることができる。)の写し。新規開設で確定申告をしたことがない事業者の場合は、税務署に届出た個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- (5) 前号の書類で税務署の收受日付印等が確認できない場合は、税務署への提出事実が確認できる書類
- (6) 法人又は個人事業主にあつては、神戸市内に事務所又は事業所を有することを確認できる書類
- (7) 見積書等(燃料電池バス、電気バス、燃料電池タクシー及び電気トラックにあつては、車両本体価格が明記されているもの。ハイブリッドバス、天然ガスバス、ハイブリッドトラック及び天然ガストラックにあつては、改造費が明記されているもの)の写し
- (8) 契約内容が確認できる書類(購入契約書等。補助対象者がリース事業者の場合は、車両本体の購入契約書及び自動車賃貸借契約書等)の写し
- (9) 経費の支払いを証する書類(請求書及び領収書等。補助対象者がリース事業者の場合は、車両本体の購入に係る請求書及び領収書等)の写し
- (10) 自動車検査証の内容が確認できる書類(自動車検査証及び自動車検査証記載事項の写し等)
- (11) リース事業者にあつては、貸与料金の算定根拠明細書
- (12) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があつたときは、所要の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において交付決定及び補助金の額を確定し、補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書(様式第2号)により補助金の交付を申請した補助対象者に通知するものとする。この場合において、市長は、適正な交付を行なうため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行なうものとする。

2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査により補助金の交付が不相当であると認めるときは、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により補助金の交付を申請した補助対象者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助金規則第19条により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(財産の処分の制限)

第 11 条 補助対象者は、補助金の交付により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助対象者は、第 3 項に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。ただし、補助対象者が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納入した場合は、この限りではない。

3 前項で規定する財産処分制限期間は、補助金の交付を決定した日から別表 3 に定める期間とする。

4 補助対象者は、第 2 項の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ次に掲げる書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 財産処分承認申請書（様式第 5 号）

(2) その他市長が必要と認める書類

5 市長は、前項の申請に対し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を財産処分承認・不承認書（様式第 6 号）により補助対象者に通知するものとする。

6 市長は、前項を承認するときは、交付した補助金のうち第 2 項の処分時から財産処分制限期間に相当する額を、市長が特に必要を認める場合を除き、期限を定めて返還させるものとする。

7 前項の処分時から財産処分制限期間に相当する額は、補助金交付額に、財産処分制限期間に対する残存日数（財産処分制限期間から経過日数を差し引いた日数をいう。）の割合を乗じて得た額とする。なお、1 年を 365 日で計算する。

8 前項の規定にかかわらず、契約期間中に支払金額が変動するリース契約等の場合、契約期間中に支払金額が変動するリース契約等の場合は、本補助金が適用される期間の残存日数に相当する額を市長が決定するものとする。なお、1 年を 365 日で計算する。

9 市長は、財産の処分により利益が生じるときは、その利益の全部又は一部を交付した補助金額の範囲内で前項及び第 7 号の額に加算して市に納付させることができるものとする。

(帳簿の保存義務)

第 12 条 補助対象者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助対象事業の完了後 5 年間保存しなければならない。

附則

この要綱は、令和 5 年 9 月 14 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 7 月 9 日から施行する。

別表1 国の補助金（第4条及び第5条関係）

クリーンエネルギー 自動車の種類	区分	国の補助金
燃料電池バス 電気バス	自家用	環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（商用車の電動化促進事業）」
ハイブリッドバス 天然ガスバス	事業用	環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業）」
燃料電池タクシー	事業用	環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（商用車の電動化促進事業）」
電気トラック	自家用	環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（商用車の電動化促進事業）」
ハイブリッドトラック 天然ガストラック	事業用	環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業）」

別表2 補助金の額等（第7条関係）

クリーンエネルギー 自動車の種類	補助金の額	補助金の上限額
燃料電池バス	52万円	
電気バス	蓄電池容量 (kWh) × 1.1万円 × 2/3	39万円
ハイブリッドバス 天然ガスバス	国の補助金交付決定額の 1/3	30万円
燃料電池タクシー	100万円	
電気トラック	一充電走行距離 (km) (WLTC モード) × 0.1万円 × 3/5	24万円
ハイブリッドトラック 天然ガストラック	国の補助金交付決定額の 1/3	45万円

別表3 財産処分制限期間（第11条関係）

クリーンエネルギー 自動車の種類	区分	財産処分制限期間
バス	自家用※ ¹	6年
	事業用※ ²	5年
タクシー※ ³		4年
トラック※ ⁴	最大積載量が2t超	4年
	上記以外	3年

※1 燃料電池バス及び電気バス

※2 ハイブリッドバス及び天然ガスバス

※3 燃料電池タクシー

※4 電気トラック、ハイブリッドトラック及び天然ガストラック

ただし、電気トラックについては区分に関わらず財産処分制限期間を4年とする。

(様式第1号)

年 月 日

受付日^{※1}：

※1 神戸市記入

神戸市長宛

神戸市商用車向けクリーンエネルギー自動車普及促進補助金交付申請書

神戸市商用車向けクリーンエネルギー自動車普及促進補助金交付要綱第8条に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 申請者（補助対象者）

住 所	〒		
事業者名			
代表者名	(役職)	(代表者氏名)	
「日本標準産業分類 ^{※2} 」における細分類 (リースの場合は車両の使用者の分類)	(分類コード(4桁))	(項目名)	

※2【参考】総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm)

(本申請に係る連絡先)

日中の連絡先			
E-mail			
住 所 ^{※3}	〒		
担当者名 ^{※3}	(部署)	(担当者氏名)	

※3 申請者と同じ場合は記入不要

(振込先口座)

金融機関名	銀行	支店
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ()	
口座番号		
口座名義 ^{※4}	(フリガナ) (漢字)	

※4 口座名義は、補助対象者と同一の名義であること。

2. 補助事業に関する事項

補助対象事業の実績	別紙 クリーンエネルギー自動車導入実績報告書のとおり
補助金の交付申請額	円

添 付 書 類	<p>(1) 国の補助を受けたことを証する書類（交付決定通知書等）の写し</p> <p>(2) 【法人の場合】登記簿謄本、登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（補助対象者がリース事業者の場合は、リース事業者及び使用者のもの）の写し（発行後3か月以内のもの）</p> <p>(3) 【個人事業主の場合】前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得が確認できる確定申告書B（リース事業者の場合は、リース事業者及び使用者のもの。ただし、1月及び2月に交付申請する場合は、前々年分の確定申告書Bに代えることができる。）の写し。ただし、新規開設で確定申告をしたことがない場合は、税務署に届出た個人事業の開業・廃業等届出書の写し。（税務署の受付等が確認できるもの）</p> <p>(4) 神戸市内に事務所又は事業所を有することを確認できる書類</p> <p>(5) 見積書等（燃料電池バス、電気バス、燃料電池タクシー及び電気トラックにあっては、車両本体価格が明記されているもの。ハイブリッドバス、天然ガスバス、ハイブリッドトラック及び天然ガストラックにあっては、改造費が明記されているもの）の写し</p> <p>(6) 契約内容が確認できる書類（購入契約書等。リース事業者の場合は車両本体の購入契約書及び自動車賃貸借契約書等）の写し</p> <p>(7) 経費の支払いを証する書類（請求書及び領収書等。リース事業者の場合は、車両本体の購入に係る請求書及び領収書等）の写し</p> <p>(8) 自動車検査証の内容が確認できる書類（自動車検査証及び自動車検査証記載事項の写し等）</p> <p>(9) 【リース事業者の場合】貸与料金の算定根拠明細書</p> <p>(10) その他市長が必要と認める書類</p>
---------	--

(様式第1号別紙)

クリーンエネルギー自動車導入実績報告書

1. 補助対象車両の導入

自動車登録番号（申請時点）	神戸		
購入・リースの別	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リース		
使用の本拠の位置	神戸市 区		
自動車の種類			
用途	<input type="checkbox"/> 乗用 <input type="checkbox"/> 貨物 <input type="checkbox"/> 乗合 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
メーカー名・車名			
型式			
蓄電池容量（kWh） （電気バスの場合のみ）			kWh
最大積載量（t） （トラックの場合のみ）			t
一充電走行距離（km）（WLTCモード） （電気トラックの場合のみ）			km
車検証の初度登録年月（初度検査年月）		年	月
購入年月又はリース契約の開始年月		年	月
契約の終了年月 （リース契約の場合のみ）		年	月
使用者の名称 （リース契約の場合のみ）			
使用者の住所 （リース契約の場合のみ）	〒		

2. 補助対象事業に係る経費

①車両本体価格		円
②改造費 〔ハイブリッド・天然ガスバス、 ハイブリッド・天然ガストラックの場合のみ〕		円
③国の補助金の額		円
④補助金交付申請額	(千円未満切り捨て)	円
自己資金額（①+②-③-④）		円

(様式第2号)

(公印省略)

第 号

年 月 日

様

神戸市長

神戸市商用車向けクリーンエネルギー自動車普及促進補助金交付決定通知書
兼補助金の額の確定通知書

年 月 日付で申請のあった神戸市商用車向けクリーンエネルギー自動車普及促進補助金を交付することを決定し、補助金の額を確定したので下記のとおり通知します。

記

補助金等の交付対象事業 及びその内容等	上記神戸市商用車向けクリーンエネルギー自動車普及促進補助金交付申請書に記載のとおり
補助金等の額	円
交付の条件	神戸市補助金等の交付に関する規則及び神戸市商用車向けクリーンエネルギー自動車普及促進補助金交付要綱を遵守すること。

(様式第3号)

(公印省略)

第 号
年 月 日

様

神戸市長

神戸市商用車向けクリーンエネルギー自動車普及促進補助金
不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった神戸市商用車向けクリーンエネルギー自動車普及促進補助金に係る補助対象事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1. 不交付とした理由

2. その他

(様式第4号)

(公印省略)

第 号

年 月 日

様

神戸市長

神戸市商用車向けクリーンエネルギー自動車普及促進補助金
交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した神戸市商用車向けクリーンエネルギー自動車普及促進補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

補助金等の額	円
取消の理由	
その他	

(様式第5号)

年 月 日

神戸市長宛

神戸市商用車向けクリーンエネルギー自動車普及促進補助金に係る
財産処分承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定した神戸市商用車向けクリーンエネルギー自動車普及促進補助金に係る補助対象事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので申請します。

記

1. 申請者

住 所	〒
事業者名	
代表者名	(役職) (代表者氏名)

2. 処分の詳細

処分する財産の明細 (メーカー名・車名、車台番号、補助金交付決定時の自動車登録番号)	
処分の内容 (処分子定日、処分方法等)	
処分する理由	
その他必要な事項	
添付書類	・補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書の写し ・その他市長が必要と認める書類

(様式第6号)

(公印省略)
第 号
年 月 日

様

神戸市長

神戸市商用車向けクリーンエネルギー自動車普及促進補助金に係る
財産処分（承認・不承認）書

年 月 日付で財産処分承認申請のあった神戸市商用車向けクリーンエネルギー自動車普及促進補助金に係る補助対象事業により取得した財産の処分を下記のとおり（承認します・不承認とします。）

記

処分する財産の明細	
処分の内容	
処分する理由	
その他必要な事項	
不承認とする理由	